

一般社団法人滋賀県障がい者スポーツ協会会員規程

第1条（目的）

本規程は、一般社団法人滋賀県障がい者スポーツ協会（以下「協会」という）の定款第3章に基づき、会員に関する事項を定めることを目的とする。

第2条（会員）

協会の会員とは、本会の目的に賛同して、理事会の定めるところにより入会を申し込み、会長の承認を受けた個人、団体であり、次の4種とする。

- (1) 社員会員 この法人の目的に賛同し、この法人の運営に協力する個人または団体（クラブ会員を除く）
- (2) 一般会員 この法人の目的に賛同し、事業への参加を希望して入会した個人
- (3) クラブ会員 この法人の目的に賛同して入会した滋賀県内に組織する障害者スポーツクラブ
- (4) 賛助会員 障害者スポーツに理解をもち、この法人の事業を賛助するため入会した個人および団体

第3条（入会）

協会の会員になろうとするものは、入会申込書（様式第1号）を提出し、会長の承認を得なければならない。

第4条（入会申込みの不承認）

協会の会員になろうとする者に、次のいずれかの行為が認められた場合、入会申込を承認しないことができる。

- (1) 入会申込書に、虚偽の記載、誤記、記入漏れのあった場合。
- (2) 入会申込書提出後、一定の期間を経過しても会費の納入がなされない場合。
- (3) 過去に協会から会員資格を取り消されたことがある場合。
- (4) 暴力団、暴力団員その他の反社会的行為を行う個人または団体である場合。
- (5) その他、協会が会員と認めることを不相当と判断した場合。

第5条（会費の額）

会費の額は、会員の区分に応じ次のとおりとする。

- (1) 社員会員
 - 個人（一人） 2,000 円
 - 団体（一団体） 2,000 円
- (2) 一般会員
 - 個人（一人） 1,000 円
- (3) クラブ会員
 - 障害者スポーツクラブ（一クラブ） 5,000 円
- (4) 賛助会員
 - 個人（一人） 3,000 円以上
 - 団体（一団体） 1口 5,000 円（口数に制限なし）

- 2 会費は年額とし、年度中途に入会した場合も同額とする。

第6条（会費の納入）

会費は、定款第37条に定める年度内に、当該年度分を一括して納入するものとする。

- 2 前年度に、第2条に定める（1）から（4）の各会員であったものが、引き続き同じ会員になるために当該年度に第5条に定める会費を納入した時は、第3条に定める入会申込書の提出を省略して会長の承認を得ることができる。
- 3 会員がすでに納入した会費については、その理由の如何を問わず返還しない。

第7条（変更の届出）

会員はその名称、会員代表者、住所、連絡先等、協会への届出事項に変更が生じた場合には、速やかに協会に届け出るものとする。

第8条（協会の取組）

協会は、会員に区分に応じて以下の取組を行う（定款に定める権限を除く）。

- | | |
|-------|------------------------------------|
| 社員会員 | (1) 協会主催事業等への参加案内 |
| | (2) 協会発行の広報紙等の配布 |
| 一般会員 | (1) 協会主催事業等への参加案内 |
| | (2) 協会発行の広報紙等の配布 |
| クラブ会員 | (1) 協会が実施する障害者スポーツクラブ活動補助事業による活動支援 |
| | (2) 協会発行の広報紙等の配布 |
| 賛助会員 | (1) 協会ホームページへの会員名の掲載 |
| | (2) 協会発行の広報紙等の配布 |

- 2 前項の協会主催事業は、社員会員または一般会員の資格を持つ個人を対象とする。

第9条（退会）

会員は、退会届（様式第2号）を提出することにより、年度途中で退会することができる。

第10条（会員資格の取り消し）

定款第9条および10条の規定のほか、会員が次のいずれかに該当すると認めた場合、会員資格を取り消すことができる。

- (1) 他者または協会の名誉、プライバシー、著作権、肖像権の侵害および、信用等を傷つける行為、または会員としての品格を損なう行為があったと、協会が認めたとき。
- (2) 協会のサービスを通じて、他会員の連絡先、プロフィール等の個人情報を収集する行為や入手した情報について複製・公開・配布・出版・販売等を行う行為があったとき。
- (3) 法令もしくは公序良俗に反する行為を行ったとき。
- (4) 本規定規約の他、協会が定める規則に違反したとき。
- (5) その他、協会が会員として不適格と認める相当の事由が発生したとき。

第11条（委任）

この規程の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附則

- 第1 この規程は、一般社団法人滋賀県障害者スポーツ協会の設立登記の日から施行する。
- 第2 法人設立前の滋賀県障害者スポーツ協会の正会員であるものは、施行日の属する年度の年度末までの間、協会の一般会員の資格を持つものとする。
- 第3 法人設立前の滋賀県障害者スポーツ協会の正会員であるものが、施行日の属する年度の年度末までの間、協会の社員会員の資格を得ようとする場合の会費は1,000円とする。
- 第4 法人設立前の滋賀県障害者スポーツ協会のクラブ会員であるものは、施行日の属する年度の年度末までの間、協会のクラブ会員の資格を持つものとする。
- 第5 法人設立前の滋賀県障害者スポーツ協会の賛助会員であるものは、施行日の属する年度の年度末までの間、協会の賛助会員の資格を持つものとする。